

### 第三章 ギャンブル等依存症対策の推進体制と進行管理等

- ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症問題に関する他の施策との連携が図られるよう、相互に必要な連絡・調整を行いつつ本計画の取組を推進します。

#### <連携が図られる必要がある主な関係施策等>

- ・アルコール、薬物依存に関する各施策
- ・愛知県地域保健医療計画（計画期間：2024年度～2029年度）
- ・第3期健康日本21 あいち新計画（計画期間：2024年度～2035年度）
- ・第2期愛知県アルコール健康障害対策推進計画（計画期間：2024年度～2027年度）

- 計画を着実に推進するため、計画の目標の達成状況や施策の進捗状況については、有識者等により構成されるギャンブル等依存症対策推進協議会を設置し、意見聴取を行うことにより、適切に進行管理を行います。
- 計画に位置付けた取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了する前であっても必要に応じて見直しを行います。
- 計画の見直しに当たっては、必要に応じて、ギャンブル等依存症問題の実態把握等に関する調査を実施します。
- 計画に係る取組を広く県民へ周知し、ギャンブル等依存症問題に対する啓発を行うために、ウェブページ等を活用し計画を公表するとともに、啓発週間等の機会をとらえ、計画に関する積極的な周知を行います。